

「研修報告書」提出は義務づけられない!

夏休み直前に突如県教委が「研修報告書提出」の「通知」
県教委は、七月一日付教育長名で、県立学校長宛に「教員の研修の取り扱いについて」とする通知(以下「通知」)を出しました。《資料I》

この「通知」は各教育事務所長・市町村教育委員会教育長宛にも出されています。
「研修」がどうだい!
こうした中、いくつかの市長村教委が、夏休業中の研修について「報告書」を提出させるよう学校長に指示したり、「研修報告書」提出を「研修承認」の条件とする旨を教職員に示している学校長などの報告が寄せられました。

もともと以前から長期休業中の研修がとりづらくなっているという報告が寄せられていました。県内のある学校では動静表に「研修」の欄がないという事態も起こっています。

「研修」がどうだい!
こうした中、いくつかの市長村教委が、夏休業中の研修について「報告書」を提出させるよう学校長に指示したり、「研修報告書」提出を「研修承認」の条件とする旨を教職員に示している学校長などの報告が寄せられました。



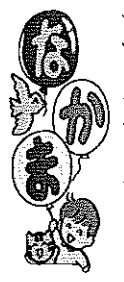
《資料I》 県教委通知 (要約)
教員の研修の取り扱いについて (通知)
～ 冒頭 略 ～
つきましては、校長は研修の承認権者として、その内容について把握し、保護者や県民から問われた場合には説明する責任があることから、今後、下記の事項に留意し適正に処理されるようご配慮願います。
記
1 校長は、研修終了後、実施内容等について、文書をもって報告させること。
2 校長は、研修の承認にあたっては、研修承認願以外に、適宜、研修内容など承認に必要と判断される資料の提出を求めることができること。

《資料II》 県教委見解 (抜粋)
(2) 市町村教育課として、従来の研修のあり方について対応を変えるものではない。
(4) 「研修報告書」の提出を義務づける根拠法令はない。
(5) 「学校職員の服務に関する参考法規集」に掲載されている文部省(当時)発行の「教員委員会月報」の文書には法的な拘束力はない。
(6) 教職員の研修は、教育公務員特例法の規定からも幅広くあらゆる機会に保障されなければならないもので、その充実こそが求められる。
(7) その内容については、教職員の研修という性格上、多様な在り方と幅広い機会を柔軟に認め、とらえかたを狭めない。
(8) 「研修報告書」を提出する場合であっても、①報告は、詳細にすぎたり、煩雑なものでなく行った内容の概要を記載するものである。②研修期間についてまとめて報告するもので、日々報告など求めているものではない。③形式は例示していない。各学校で独自で作成する。
(9) 研修承認については従来どおりで、「資料の提出」は必須ではない。
(10) 「報告書」提出を研修承認の条件とすることはない。

自ら研修を旺盛に行うことが父母・県民の期待に応えること...
そもそも教員の研修の目的は「自主的、自発的に日常不断に行われるもの」であって、他律的に課せられるものではないとあります。教育公務員特例法にもとづく研修は職務命令で行われるものではなく、教育の専門職である教員が自主的に行うものです。
したがって服務規程の中にも、「勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、別表第八による研修承認願をもって、その他の職員にあつては校長に：願ひ出なけ



各学校で原則的・柔軟な対応を!
大事なことは、「研修報告書」を出すことではなく、豊かな研修をして、指導や実践に生かしていくことです。各職場で、教職員の中に合意を広げ「報告書」の提出義務づけに反対し、提出に対して原則的で柔軟な対応をすすめていきましょう。



- [1] 今年の夏休みの研修及び研修報告書のあり方は従来通りである。
- [2] 「報告書」の提出を義務づける根拠となる法令はない。

